

令和3年第2回定例会

請願・陳情文書表

(3第30号～3第41号)

大田区議会

令和3年第2回定例会 請願・陳情付託表

令和3年6月14日付託

まちづくり環境委員会

- 3 第35号 2030年CO₂削減目標引き上げに関する陳情
- 3 第36号 大田区ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情
- 3 第37号 政府へ「再生可能エネルギーの更なる活用促進を求める意見書」等の提出を求める陳情
- 3 第38号 平張児童公園の整備・改善についての陳情

こども文教委員会

- 3 第30号 自宅周辺（中央6丁目）騒音（子供の奇声）にかかわる陳情
- 3 第34号 大田区における一刻も早い少人数学級の実現を求める請願

議会運営委員会

- 3 第39号 請願・陳情の委員会審査での資料回覧には問題点があるので改善を求める陳情

請願・陳情文書表目次

3	第30号	自宅周辺（中央6丁目）騒音（子供の奇声）にかかわる陳情……………	（こども）	1
3	第32号	五輪開催中止を東京都に求める大田区議会決議採択の陳情……………	（オリパラ）	2
3	第34号	大田区における一刻も早い少人数学級の実現を求める請願……………	（こども）	3
3	第35号	2030年CO ₂ 削減目標引き上げに関する陳情 ……	（まち）	5
3	第36号	大田区ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情……………	（まち）	8
3	第37号	政府へ「再生可能エネルギーの更なる活用促進を求める意見書」等の提出を求める陳情……………	（まち）	9
3	第38号	平張児童公園の整備・改善についての陳情……………	（まち）	11
3	第39号	請願・陳情の委員会審査での資料回覧には問題点があるので改善を求める陳情……………	（議会）	13
3	第40号	地震、風水害など災害に対応するため、防災士資格取得支援の補助金制度を求める陳情……………	（防災）	15
3	第41号	国際線が減便する中で羽田空港増便を目的とした新飛行ルートの中止を求める陳情……………	（羽空）	19

受理番号	3 第 30 号	受理年月日	令和 3 年 5 月 24 日
件 名	自宅周辺（中央6丁目）騒音（子供の奇声）にかかわる陳情		
提 出 者	大 竹 宇 蘭		

【趣旨及び理由】

自宅周辺道路が騒々しく迷惑している。

大田区中央6-14-19の道路

大田区中央6-13-1

大田区中央6-9-13

それぞれの間を通る道路が常に騒々しい。

特に夕刻、子どもたちの騒ぐ声、正直に言えば奇声、うるさく、飼育している犬が吠える。

非常に迷惑しており、静かに自宅で休めない。

区役所、市民相談、池上警察署には既に相談、通報しております。

何らかの調査、対応策（周辺の家庭への指導を徹底するなど）を検討して下さい。

受理番号	3 第 32 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 2 日
件 名	五輪開催中止を東京都に求める大田区議会決議採択の陳情		
提 出 者	大田区西蒲田 1 - 17 - 17 - 101 平和と民主主義をめざす全国交歓会・南部 代表 佐々木 透		

【趣 旨】

東京都を対象とした緊急事態宣言が6月20日まで延長される中、国と東京都は東京オリンピック・パラリンピックを開催しようとしています。

コロナ禍での開催は感染の拡大や医療崩壊を招くものであり、容認できるものではありません。私たちは以下の理由でオリンピック・パラリンピックの開催に反対します。

- ①変異株が広まり、感染が収まらない中での開催はコロナ感染の一層の拡大をもたらすことになる。
- ②全国各地の医療現場ではコロナ病床がひっ迫し、患者が十分に治療を受けることが困難になっている状況下で、医療関係者をオリンピックに動員することは、医療危機を拡大させることになる。
- ③開催に伴う費用負担を止め、コロナ対策へ使うべきである。

以上の理由から大田区議会としてオリンピック・パラリンピックの中止を東京都に求める決議を採択していただくよう、陳情いたします。

1、東京都に対し、オリンピック・パラリンピックの中止を求める決議を採択すること。

【理 由】

東京都に発出されている緊急事態宣言は再延長されました。

政府が「切り札」としているワクチン接種が開始されたとはいえ、感染者数も下げ止まる中、オリンピック・パラリンピックが目前に迫っています。国内外から開催に疑問を呈する意見が多く上がっています。

こうした中、6月1日に開会した都議会定例会の冒頭、小池百合子知事は「開催に向けた総仕上げを着実に進行」と、開催への意欲を示しました。

新型コロナウイルスは変異種が現れ、検査体制・医療体制の拡充が従来にも増して問われている現状下で、医療資源をオリンピックに投入することに対し、多くの疑問、危惧が表明されています。中止を求める世論も高まり、オンラインによる署名が40万を超えています。

先日、東京都議会に提出された「五輪の中止を求める陳情」が不採択とされましたが、オリンピック・パラリンピックの中止を大田区議会から求めていくことは、区民の命と暮らしを守る道と考えます。

受理番号	3 第 34 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 2 日
件 名	大田区における一刻も早い少人数学級の実現を求める請願		
提 出 者	大田区多摩川 1 - 1 8 - 5 大田子どもの教育連絡会 代表 長 尾 詩 子		
紹介議員	小 川 あずさ 黒 沼 良 光 奈 須 利 江		

【趣 旨】

- 1 大田区立小中学校の全学年において一刻も早く少人数学級が実現できるように東京都に対して申し入れてください。
- 2 大田区として、大田区立小中学校の全学年において一刻も早く少人数学級を実施してください。
- 3 本年 4 月に 3 年生となり学級人数が急増した小学校については、大田区において調査をして、対策を講じてください。

【理 由】

先般、40年ぶりに学級定数が改正され、35人学級実施が決定しました。しかしながら、国が5年かけて35人学級を実施するという方針であるため今年度についていえば、小学校1・2年生と中学校1年生は35人学級ですが、それ以外の学年は40人学級となります。そのため、昨年度2年生は35人以下学級でしたが、今年度3年生になり40人学級となります。例えば東蒲小では、20人学級だった2年生が、3年生になると40人学級となることとなり、学級人数が倍増してしまっています。私達の調査では、少なくとも大田区内の14小学校で、このような学級人数の大幅増が発生し、教育現場では子どもと教職員に大変負担が生じています。ある小学校の3年生の保護者からは「40人学級でこのまま6年生までいくのは不安です。大田区の裁量で35人学級を前倒しで実現してほしい」との声が寄せられています。

私たちは、寄せられた様々な声を踏まえ、このような学級人数の急増は学校と教育、子どもたちと教職員に大きな影響を与えることになると思っております。

しかも、3度目の緊急事態宣言が発令されている現在、学級人数を倍増させることは三密状態を作り学校においてクラスターを発生させる危険を強めることであり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からみても、極めて不適切なことです。

他府県では独自の予算で「少人数学級」を拡大しています。群馬県は小1・2年「30人」で他の学年と中学生は「35人」、秋田県は小・中全ての学年で「30人程度」、京都府は小学校全学年で「30人程度」・中学校全学年「35人」、沖縄県で小学校1・2年生が「30人」学級で他の学年と中学生が「35人」です（このほかの道府県でも実施しています）。

大田区から一刻も早く少人数学級が広がるように、東京都に申し入れることを求めます。また、大田区独自で少人数学級を実施することも求めます。そして、本年4月に3年生となり学級人数が急増した小学校については、大田区においてその混乱の状況を調査し、緊急に対策を講じることを求めます。

受理番号	3 第 35 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 2 日
件 名	2030年CO ₂ 削減目標引き上げに関する陳情		
提出者	上 島 頌 子		

【趣 旨】

大田区長において、2030年までにCO₂等温室効果ガス排出量削減目標を50%以上（2000年比）と表明することを求めます。

【理 由】

2020年10月に菅首相は、温室効果ガスの排出量を「2050年までに実質ゼロ」にすると宣言しました。また2021年1月27日には、小池東京都知事がダボス・アジェンダにて、2030年までに2000年比でCO₂等の温室効果ガスの排出量を50%削減する方針を示しました。2018年10月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動による最悪の事態を回避するためには世界の気温上昇を1.5℃までに抑えなければならず、そのためには2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすべきだと警告しています。

大田区においては、平成29年3月の「大田区環境基本計画」で2030年度の目標排出量を2013年度比で26%削減としています。菅首相や小池都知事の表明を受けて、各自治体における地球温暖化対策計画の一層の強化が必要となります。

他の自治体よりも率先して先進的な地球温暖化対策を行うことで、大田区民の自信や誇りとなり、イメージアップとなります。それにより、地域経済の活性化にも繋がります。また、環境省や東京都環境局の自治体向けCO₂削減予算は増加しており、国や都の補助金を活用してCO₂削減を実現できるよう計画を立てていただきたいと思います。

大田区の2000年におけるCO₂等排出実績は約305.6万トンであり、2030年までに50%削減を目指す場合、約152.8万トンの目標排出量となります。なお大田区環境基本計画の基準年である2013年比（約330.7万トン）では、58%削減目標となります。

大田区は2017年実績のCO₂排出量295.8万トンのうち、民生家庭部門と民生業務部門で約70%を占め、CO₂削減は鉄鋼業等を抱えている自治体に比べ有利な環境にあります。

省エネと再エネはCO₂削減の2本柱であり、省エネはZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を進めることにより、区内工務店の新規建築あたりの受注金額増加、断熱改修の受注など、区内事業者の活性化に繋がります。再エネは太陽光、太陽熱、燃料電池等の活用により、区外に流出している電気代やガス代を節約することに繋がります。区民の可処分所得の増加に繋がります。

よって、2030年のCO₂等温室効果ガス排出量削減目標を2000年比で50%以上と表明し、環境基本計画に明記することを求めます。

以下、2050年ゼロカーボン、2030年のCO₂削減に向けての具体策例を議論の参考としていただければ幸いです。

1. 国・東京都の施策を活用し大田区内新築建築物のZEH・ZEBを強力に進める。
 - 2022年4月から大田区内の新築建築物のZEH・ZEBを義務化し、達成できない建築主からは協力金を徴収し、協力金を大田区の再生可能エネルギー発電事業にあてる。
 - 特に蒲田駅周辺・大森駅周辺・羽田空港周辺・臨海部の大規模開発にもZEBを取り入れる。
2. 国・東京都の補助金を活用し大田区内の既存建築物の省エネ改修・ゼロエミッション化を強力に進める。
3. 国・東京都の補助金を活用し大田区としての目標を定めエネファーム・業務用燃料電池の導入を強力に進める。
4. 東京都のみんなで一緒に自然の電気事業を活用し大田区民・小規模事業者が再生可能エネルギーの電気を利用するよう強力に推進する。年間2万契約を目標とする。
5. 区内事業者にRE100宣言を促し再生可能エネルギー100%の電気を利用するよう強く要請する。
6. 東京都の住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業を活用し既存住宅への太陽光発電設置を大田区としての目標を定め強力に推進する。
 - 住宅以外の建物についても、太陽光発電事業者（例：東京ガス）、リース事業者と協力し、初期費用ゼロの太陽光発電設置を強力に進める。
 - 東京都再生可能エネルギー設置補助金（2／3補助）を活用した太陽光発電の設置を大田区内事業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人に周知し、強力に推進する。
7. 新築の区有施設について、災害時の活用の観点も含めZEBを最低条件とする。
8. 既存の区有施設について、断熱改修・燃料電池導入や地熱の活用などを早急に進め、遅くとも2030年までに脱炭素化を実現する。
9. 大田区中小企業融資にゼロエミッション融資を導入し、太陽光発電・燃料電池・水素自動車を広く対象とする。東京都制度融資・東京都信用保証協会保証についても拡充するよう要請する。
10. 環境省・国土交通省・経済産業省の補助金を活用し、友好都市などつながりのある自治体を中心として、全国の自治体と連携協同し、地域電力会社を設立し、再生可能エネルギー発電所を建設設置する。その当該地域への地産地消電力供給を行うとともに大田区へ電力供給を行う。
 1. の大田区内の新築建築物のZEH・ZEB義務化協力金収入を本事業に活用する。
11. 大田区内を走行する東京都バスを全て燃料電池バスとするよう東京都に要請する。大田区が運行する大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」を全て燃料電池バスとする。

- 1 2. 区有施設全ての電力調達において、RE100基準を導入する。
- 1 3. 区民・事業者に対し、地球温暖化、気候変動に関する認識を高めるための広報・啓発を行い、適切な行動を促すとともに、国・都の諸制度について広報・コンサルティングを大田区として積極的に行う。
- 1 4. 区民・事業者が主体的に参画できる仕組みをつくり、CO₂削減アクションに向け、官民一体となって達成に向け努力する。
- 1 5. ゴミ焼却に伴うCO₂削減のため、ゴミ焼却事業の転換をする。
 - 使い捨てプラスチックゴミ削減
弁当箱などの循環型容器の使用店舗に対する助成や、ペットボトル使用量削減のために、区有施設等に無料給水機を設置する。
 - 生ごみの堆肥化
区民を対象としたコンポスト勉強会の開催や、継続的にコンポストを使用している区民に対するクーポン発行などのインセンティブ制度を設け、生ごみの堆肥化を推奨する。

受理番号	3 第 36 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 2 日
件 名	大田区ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情		
提 出 者	上 島 頌 子		

【趣 旨】

2050年までにCO₂（二酸化炭素）実質排出量ゼロを目指す大田区長が表明（ゼロカーボンシティ宣言）することを求めます。

【理 由】

近年、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。これに対し、国内外の自治体や企業が、地域や自社で地球温暖化対策に取り組む動きも活発化しています。2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を産業革命以前と比べて2℃未満」とする目標が国際的に広く共有されたとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。そして現在、世界平均気温はすでに1.2℃上昇しています。

1.5℃目標の達成に向け、菅総理大臣は2020年10月26日の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること」を宣言しました。また、政府はそれに先立ち、2050年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロを目指す旨を首長自らが表明又は地方自治体として公表された地方自治体を「ゼロカーボンシティ」とし、国内外に発信しています。2019年に「ゼロエミッション東京」を宣言した東京都をはじめ、2021年5月時点では、全国の380以上もの自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

大田区は「おおたクールアクション」によって区民一人一人が地球温暖化対策を実行し、食い止める区民運動をされています。アクションの中で環境に配慮したリフォームへの助成金を出されています。また地域の教育機関と連携し、気候変動を食い止めるための活動を区が一丸となって積極的にされています。大田区では自治体の援助・協力によって区民が環境への配慮を考える場を提供してくださっています。

また環境省はゼロカーボンシティ宣言をした自治体を後押しする予算を重点施策として概算要求しております。国の施策を積極的に活用し、気候変動対策を進めるためゼロカーボンシティ宣言を行っていただくよう大田区議会においても本陳情を採択いただきたくお願い申し上げます。

（資料省略）

受理番号	3 第 37 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 3 日
件 名	政府へ「再生可能エネルギーの更なる活用促進を求める意見書」等の提出を求める陳情		
提 出 者	大田区下丸子 2 - 1 2 - 3 - 2 5 0 1 未来のエネルギーを考える会 代表 大塚綾子		

【趣 旨】

大田区議会から、日本国政府に対して、脱炭素推進に向け、再生可能エネルギー電力の活用割合をさらに高め、原子力発電に頼らない日本の実現を可能にする方向での第6次エネルギー基本計画の改定を行えるよう、下記の意見書（または要望書）を提出してください。

■要請内容

1. 国は、次期エネルギー基本計画で、2050年度のカーボンニュートラルを可能とするため、2030年度の再生可能エネルギー電力目標の更なる上乗せを図る
2. 国は、温室効果ガスを多量に発生する石炭火力発電の段階的な廃止に取り組む
3. 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電の安全に責任を持ち、脱炭素社会に向け、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめる

【理 由】

地球上の人間活動で増加させた温室効果ガスはこれ以上増えると、地球温暖化により甚大な環境破壊につながるということが明言されています。2100年までに、産業革命から気温上昇1.5℃以内に収めないと人類の生存も難しくなります。温室効果ガスの増幅は我々人間が生み出す二酸化炭素が原因です。全人類が、パリ協定とSDGs（注1）の目標達成に向けて足並みを揃える必要があります。日本も世界に向けて共に進めることを約束し、先日の気候変動サミットにおいて「2030年46%削減」を国際的公約に掲げました。

そこで、本年度見直しが行われる「第6次エネルギー基本計画」改定が大変重要になります。現状、日本は食料約70%、エネルギーほぼ100%を海外に依存しています。今後、我が国が自給できるエネルギーは、再生可能エネルギーしかありません。そして、2050年カーボンニュートラル実現には、エネルギー利用の効率化、再生エネルギー導入の拡大が求められ、それらを迅速に、大幅に進めることが必要です。

2030年46%削減には、基本計画におけるエネルギーミックス計画が達成への岐路となります。現存する石炭火力発電は、温室効果ガスを大量発生させるため持続可能な脱炭素社会に逆行していると、国際社会から非難の的となっています。着実な削減計画が必要です。また、2021年3月には、東京電力福島原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。巨大なリスクを抱え、放射性廃棄物の最終処分方法が無い原子力発電は、最終的には廃止すべきと考えます。

エネルギー政策の基本は地域です。大田区では、環境基本計画で各プロジェクトを推進していますが、これに加え、「ものづくりのまち」としてカーボンニュートラルを可能にする脱炭素を進める技術開発・CO₂を利用促進する技術開発・電力の地産地消を可能にする蓄電池の技術開発などを成し得る地域であると思います。世界の先端となり得る大田区から、上記を提案されることを要請します。

(注1) Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。2030年を達成年限に17のゴールと169のターゲットで構成されている。

◎添付署名あり

受理番号	3 第 38 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 3 日
件 名	平張児童公園の整備・改善についての陳情		
提 出 者	大田区南馬込 3 - 1 5 - 6 子供たちに安心して安全な公園をつくる会 代表 木 部 雄一郎		
<p>【趣 旨】</p> <p>公園を利用する子どもや障害者、そして近隣の方達に迷惑のかからない、衛生的で安心・安全で楽しく過ごせる公園にすることを求めます。</p> <p>【理 由】</p> <p>現在平張児童公園（通称・プリン公園）は、平日は午前中に保育園の子どもたちが、夕方には小学生が集まる近隣でも人気の公園です。また、高齢者も利用しやすいようにスロープが設置されているなど子どもから高齢者までが集う公園です。</p> <p>コロナ禍においては感染をしないよう、公園で遊ぶ親子連れや子供達も以前にも比べて増えています。</p> <p>公園の近隣住民や利用されている方々から改善を求める声（753名）が出されており、前回、大田区長様にプリン公園の整備・改善を求める陳情を致しました。【平成30年度大田区包括外部監査結果報告書】では「公園面積が広く、利用率が比較的高い公園については、今後だれでもトイレを設置していくことを検討することが必要」との意見も出されています。つきましては、下記の5点について改善をお願いします。</p> <p>1. トイレの新設</p> <p>公園内にはトイレが無いので、子どもが（大人でも）公園の隅っこに於いて立ち小便を行うなど悪臭の発生と非衛生的な状態です。現状では近くの大倉山公園内のトイレを利用するよう案内されていますが、決して近くはなく、登り坂の途中の場所でも老朽化しているため利用しづらく公園内に新設をお願いします。</p> <p>2. 地面の整備</p> <p>広場になっている場所の砂埃がひどく、隣接する住宅では窓を開放しておけない。また、洗濯物も汚れてしまうので、埃が出にくいよう対策をお願いします。</p> <p>3. 駐輪場の整備</p> <p>自転車で公園を訪れる子どもが多く、道路に自転車を置き、自動車の通行上危険な状況があります。公園内敷地なども利用して公園利用者の駐輪場を整備してください。（写真添付）</p> <p>4. 車椅子での入場をやすく</p> <p>車椅子での公園利用者のための配慮をお願いします。</p> <p>5. フェンス（ネット）を高くしてください（住宅隣接箇所）</p> <p>近隣住宅に公園内からボールが飛んで来て、ガラスの破損や植木鉢の破損がおきてい</p>			

ます。他の区立公園の例にも倣ってフェンスの嵩上げをお願いします。（写真添付）
現状添付写真
別紙1枚

（資料省略）

受理番号	3 第 39 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 3 日
件 名	請願・陳情の委員会審査での資料回覧には問題点があるので改善を求める陳情		
提出者	金 村 誠		

【趣 旨】

請願・陳情の委員会審査の際に、資料がある場合、委員会開始時点で回覧を行っている。

たびたび傍聴でその様子を見ているが、各委員は一瞬目を通す程度であり内容をしっかりと読んではいない。

また、その資料を回覧で内容を覚え、質問に使うことはできないと思います。

ペーパーレス化しているのであるから、紙ベースの資料についてはPDF化して付託委員会の決定後に、当該委員会委員へタブレット配信するなど改善してください。

また、紙ではないPDF化で対応しきれない資料があれば、委員会前日までに現物を委員へ回覧するなどしてください。

【理 由】

陳情提出前に、議会事務局に電話で資料回覧の確認をとりました。

付託委員会決定後、委員から要求があれば、委員長が許可をすれば委員が事前に資料を閲覧することはできるということでした。

しかしながら、少なくとも必ず事前に閲覧させるなどの運用にはなっていないということを確認させてもらっております。

そのため多くの場合は、文書表以外の資料は委員会での回覧が委員の初見であると思われる。

請願・陳情の文書表では、文字での記載のみとなっており、表や図面、写真などを使った資料を含めると文書表には

資料省略

と記載され、委員会の中で回覧する形になる。これまで傍聴してきたなかでは資料を回覧したときに中身をじっくりと読み、メモを取るなどをした委員を見たことはない。

ひとりあたり10秒あるかないか程度で回覧をしていた。

このような短時間で回覧した資料をもとに、委員会でのその資料についての質問をすることはできないだろうし、私が過去に提出した資料にはQRコードが含まれていた資料があります。

QRコードは回覧しても中身がなにであるかわかるはずもなく、提出者の意図は、QRコードをスマホなどで読み取りその先のURLを開きホームページを見て審査をしてほしいという意図がありました。

しかしながら、そのホームページを見ることなく審査をしたということは、陳情提出者の一部の主張しか見ずに審査結果を導いていることになり、審査に不備があります。

たとえば、写真や図表などと説明文が含まれた10ページ、20ページなどのボリュームのある根拠資料などが含まれる請願・陳情があった場合に現状の運用では正しい審議ができるとは思えません。

例として大規模な公園の施設に地図でAからEまでの5箇所の候補地をあげて、なにかを作ってほしいなどという陳情があったときに文書表だけでは公園のどの位置に作ってほしいというのであるかなどがしっかりとわからないまま議論をすることになる。地図が回覧であるからAからEの位置を各委員が把握しながら議論ができない。

過去の請願・陳情でも資料が含まれていたがその部分をしっかりと委員が熟読し、必要であれば質問をするということで審査結果に変化があった場合がないとは言えない。仮に、採択、不採択、継続という部分に変化がなくても、各委員の採択、不採択、継続の判断の理由についてその資料についての言及が増えたかもしれません。

このような資料回覧の仕組みで問題がある請願・陳情の審査はすみやかに改善を求めます。

改善の方法については、いろいろな方法があると思います。

その改善方法については、大田区議会として議会運営委員会などで各会派、交渉会派以外の議員にも事前に意見を出してもらうなどして改善をしてください。

趣旨で述べた、PDFでタブレット配信というのは陳情者のひとつの意見ですので、それ以外の方法であっても委員会の開始前にしっかりと各委員が資料を読み込み、必要であれば質問できるようにしてもらえればほかの方法でも構いません。

受理番号	3 第 40 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 3 日
件 名	地震、風水害など災害に対応するため、防災士資格取得支援の補助金制度を求める陳情		
提 出 者	金 村 誠		

【趣 旨】

近年、災害がたびたび起こり、避難所開設を行う事例も起きています。

災害が発生して避難所開設をする際に、開設に協力する区民、開設する役人らの知識などを高め、被災者を適確に避難保護するために民間資格の防災士の資格取得を支援する制度を新設してください。

防災士の資格を持つ区民、役人を増やし災害発生時に避難所開設、運営がスムーズにできるように資格取得を支援する制度を新設することを求めます。

【理 由】

大田区では、避難所開設の際に、役人とともに、町会の方など区民にも避難所運営を求めています。

地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に対して助成する制度を創設してください。

開設に関わるメンバーの防災についての知識のレベルアップを図るため防災士という資格を勉強してもらうことで災害発生時にどのように対応したらいいのかなどの知識をしっかり持っている人材を増やしてください。区民の避難、避難生活などで知識がないことで対応が正しくなかったり避難所開設などがスムーズに進まないなどが無いように防災知識の高い区民を増やすため資格取得の助成を行ってください。

地域力を推進している大田区ですので、災害発生時には、地域の人による「共助」の力を強くするため、避難所運営に関わるメンバーなどの基礎的な防災知識向上のため防災士の資格の取得助成金を出していただきたい。

この陳情を出すにあたり地域力推進担当（経営計画）に質問した回答

（1）各避難所の運営者数について

運営に関しては、自治会・町会や避難所に避難してきた有志の方で対応いただくことを前提としておるため、具体的に何名の方が避難所運営に携わるといった人数は算出しておりません。ご了承ください。

ただし、平成24年度から28年度の5か年で避難所を「学校防災活動拠点」として再整備する際、各避難所に概ね30名は各活動を統括する人員として確保していただくよう、各自治会・町会役員へお願いをしております。

また、その他に大田区職員を「地域拠点配置職員」として避難所運営補助に充てております。（詳細については、後述致します。）

(2) 運営マニュアルの策定状況について

運営マニュアルについては、上記に記載しました「学校防災活動拠点」として整備する際に併せて策定しておりますので、全ての指定避難所において策定済みとなります。

なお、策定にあたっては、区で標準となるマニュアルを作成し、内容を各施設、各自治会・町会の実態に合わせる形で作成しておりますので、各避難所において内容に大きな差が生じないようにしております。詳細については、下記のURLを参照ください。

●学校防災活動拠点事業について

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiki/bousai/hinanjyo/kyoten.html>

(3) 訓練実施回数について

各避難所における訓練回数は、平均して年1～2回となっております。

訓練内容としては、避難所開設、備蓄物品の確認や資機材を実際に使用する実動訓練等様々です。一部地域では、複数の避難所が同日程で一斉に訓練を行う等、地域間の連携をとるために訓練を行っている場合もございます。

(4) 防災士等の資格所有職員について

防災士を含む防災関係の資格については、職員個人で受講・取得することとなっているため、所有者数を把握しておりませんのでご容赦ください。（こちらに関しては、主に防災関係業務を行っている防災危機管理課も同様です。）

(5) 地域拠点配置職員について

発災から72時間までを目安に避難所開設・運営補助員として、各避難所の近隣に居住している大田区職員を「地域拠点配置職員」として充てております。各避難所への配置人数は原則、3名程度となっております。

当該職員については、日頃から避難所運営に関する会議や訓練等にも出席し、いざという時に地域と連携を取れる体制を構築しております。

防災危機管理課窓口で質問したところ、防災危機管理課のなかでは防災士の資格取得で補助があると聞いております。しかしながら、防災危機管理課の職員のなかでもまだ取得していない職員がいると確認しております。

防災士の資格については、数日の勉強などで取得できるというようなことで「高度な」資格ではありません。

しかしながら、避難所の設営を大田区と協力している町会などの一般区民に取得を働きかける資格としては、短期間での勉強で取得ができて広い範囲の知識を学ぶということは基礎力を上げるという意味では意義がある資格取得になると思います。

また、後述のようにある程度多くの自治体ですでに資格取得の補助金制度を制定している地方自治体もありますし、大田区でも防災危機管理課では職員の資格取得に補助を出している実績があります。

もしも区民に補助金を出すのが相応しくないというのであれば、防災危機管理課ではなぜ補助を出しているのかも明確に委員会で議論いただきたいです。

補助金などの制度対象者は、避難所開設に協力する方、あるいは「地域拠点配置職

員」、一般区民など対象とする範囲などは議会、大田区で検討いただければと思います。

大規模災害が起こることを想定したら、区役所職員の多くが通常業務を離れて災害対策をすることも考えられます。

区民の前に、区役所職員の何%という取得目標を設定することで区役所職員の対応力を上げるということでもいいかと思います。

対象範囲の想定としては

- 1、「地域拠点配置職員」
- 2、避難所開設に関わらない（「地域拠点配置職員」以外）大田区職員全体
- 3、各避難所に概ね30名は各活動を統括する人員
- 4、大田区に在住、在勤の方すべて

防災士のサイトに掲載されている助成金のある地方自治体

<https://bousaisi.jp/license/municipality/subsidy/>

掲載されているだけでも100以上の自治体で防災士資格取得費用・防災士教本代・受験料・認証手数料について、一定条件のもとに住民に対して費用の一部または全額の助成を行っています。

Wikipediaの防災士の項目から転載

防災士の位置づけ

災害が発生した際の活動は、「自助：自らを守る行動」「共助：地域市民とともに助け合う行動」「公助：国や自治体による行動」の3種類がある。

このうち公助活動の実際は、消防、警察、自治体職員によって行われる他、高度の専門的活動については専門の資格保有者〔1〕や、それらを擁する関係団体が、国や自治体からの要請を受けて、活動が行われる。

一方、災害の発生直後から初期段階における活動（公助の動き出す前の活動）については、自らの力と、近隣住民同士の協働で切り開いていかねばならない。この自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材として日本防災士機構は「防災士」の役割としている。また平常時についても、これら自助・共助による防災活動について、その重要性等を啓蒙する活動の担い手としても期待したいとしている。

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われたのははるか昔の話で、平成の時代には、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災を筆頭に、毎年数多くの地震・台風・ゲリラ豪雨・火山噴火が我が国を襲った。その都度、大きな犠牲を払ってきたが、同時に災害ボランティアなど昭和の時代にはなかった成果も獲得してきたのである。その成果の一つが「防災士」と言える。

「防災士」とは03年からスタートした純然たる民間防災リーダーで、今日では全国19万人が認証されている。2日間以上の研修を受講、その後の試験に合格し、加えて救急・救命講習を修了することで資格を得られる仕組みである。NPOの民間資格ゆえ、特別の権利や義務を備えたものではない。たった2日間の講習で特別な技能など習得できるわけではないが、全ての防災士は人に助けってもらう側から人を助ける側へと、極めて大きな意識転換が為される。同時に防災士は、誰もがなれる民間防災リーダーゆえ、「防災士

教本」による学習の必要はあるが講座では難しい言葉や理論が用いられることはない。そうした身近な防災リーダーである防災士が全国各地で活躍することは公助だけに頼らないという意味で災害列島日本の防災力の向上に極めて大きな意味を持っているとも言える。

かくして、令和2年4月迄に愛媛県で14,784名の防災士の養成を、また松山市でも6,083名の防災士の養成を実現するなど、31の府県と64の自治体ならびに8校の国立大学を含む32校の大学、高専が日本防災士機構の認証を受けて防災士養成に参加したことにより、防災士資格取得希望者にとって無償もしくは、低廉な費用で防災士資格を取得出来る道が年々拡大され、平成29年3月には17万人の防災士資格取得者のうちの40%程度は自治体等の機関によって養成され、しかも拡大の一途をたどっていることから、日本防災士機構では「我々の努力が報いられ、ようやく正常な評価を得られるようになった」としている。

転載ここまで。

避難所で運営に関わる人にも災害時の知識にはばらつきもあることだろうと思います。民間資格ではありますが、資格取得するために勉強して知識がある程度以上の区民が増えることで避難所運営もやりやすくなるだろう。また、運営メンバー以外の区民でも知識があるひが多ければ、自助、共助の部分が多くなり公助を求める受け身ではない区民が増えると思います。

近年、100年に一度というような規模の災害が日本各地で起きております。大田区でも2019年には台風19号により被害が発生しております。近い将来に区役所だけでは到底対応が難しい、地域力に頼らなくてはならない災害が起きると覚悟して対策をする必要があると思います。それには大田区民が、「区役所の対応がなっていない！」などという受け身の姿勢ではなく、「区民同士で協力して区民の命を守ろう！」という共助の考えを広め、共助ができる区民を増やす努力を大田区もする必要があると思います。

受理番号	3 第 4 1 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 3 日
件 名	国際線が減便する中で羽田空港増便を目的とした新飛行ルート の中止を求める陳情		
提 出 者	大田区萩中 1 - 7 - 2 0 オーベルグランディオ萩中 1 7 1 5 内 藤 和 夫		

【趣 旨】

2020年3月29日より南風時羽田空港B滑走路から川崎市の石油コンビナート地帯の上空へ離陸をする新飛行ルートが取られています。現在COVID-19の影響で大幅に国際線は減便がされています。「国際便増便のためには新飛行ルートが必要」との国土交通省の住民への事前説明と矛盾しています。大田区議会におきましては住民の命と健康を守る立場から国土交通省へ「羽田空港新飛行ルートの運用を直ちに中止を求める意見書」を上げることをお願いいたします。

【理 由】

2020年3月29日より南風時羽田空港B滑走路から川崎市の石油コンビナート地帯の上空へ離陸をする新飛行ルートが運用されています。離陸直後、コンビナート施設に航空機の部品等が落下すればコンビナート施設を損傷させ、ひいては火災・爆発等の大きな災害が発生する恐れがあり、その被害は大田区に影響が及ぶことが予想されます。この危険があるからこそ2019年12月27日までは「航空機は（中略）危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない」とする航空法第80条・同施行規則第173条の規定に基づき発出された通知による飛行制限がありました。また増便によりゴーアラウンドも多発することも予想され、羽田小学校では最大値騒音85dBを記録され羽田空港周辺住民は騒音に悩まされています。現在COVID-19の影響で大幅に国際線は減便がされています。「国際便増便のためには新飛行ルートが必要」との国土交通省の住民への事前説明と矛盾しています。大田区議会におきましては住民の命と健康を守る立場から国土交通省へ「羽田空港新飛行ルートの運用を直ちに中止を求める意見書」を上げることをお願いいたします。